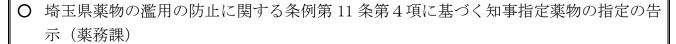


埼玉県報

号外第 30 号 令和 4 年(2022 年) 8 月 30 日 火曜日

目 次

4	_	
古	刁	ヽ



告 示

埼玉県告示第八百八十八号

規定により告示する。 一条第一項の規定により、 埼玉県薬物の濫用の 防止に関する条例 知事指定薬物を次 (平成二十七年埼玉県条例第十九号) のとおり 指定するので、 同条第四 項の 第十

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一知事指定薬物

1 C $\underbrace{\mathbf{A}}_{}$ H及びそ 7 (シク ン ダ の塩類 П Ý ブチ ル ル | = | メ チ ル カル ボキサミド N(通称名 C フ エ = ル U プ M 口 Υ パ L ン Ċ В M 1 Ι ル Ν Α

ハ 口 L S Z L A ンタンー 六 _ $\frac{\widehat{}}{S}$ -メチル <u>回</u> ラル 兀 S S 才 九 $\overset{S}{\smile}$ オ (通称: 口 ―三―メチル $\overset{A}{\underset{\mathcal{Z}}{\smile}}$ ージ 名四— デ 及びその E K ジ 口 メ フ 工 エニル 塩類 ル u ル ゴ О ア リン ゼチジ О 三 八 £° m イ ル е 口 メタ h ジ у 1 八 α (通称名 | | P | V R

一 効力発生の日

F

Ρ

V

Р

及

びその

塩類

令和四年八月三十一日